

静岡県告示第190号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

小川加入区（小川区域の中型あじ・さば棒受網、中型さばつり漁業及び大型定置漁業区分）

1 届出年月日

令和4年3月4日

2 発起人の住所及び氏名

焼津市田尻北1542

善生丸漁業生産組合 組合長理事 橋ヶ谷 善生

焼津市田尻北1456

株式会社 酒井漁業 代表取締役 酒井 光二

3 区域

小川区域

4 区分

中型あじ・さば棒受網、中型さばつり漁業及び大型定置漁業区分